

「建築物石綿含有建材調査者講習」開催(一般・一戸建て等)のお知らせ

本講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態について、中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる調査者の育成を目指すものです。当協会は、建築物石綿含有建材調査者講習の登録（令和3年3月16日～令和8年3月15日）を行っています。本年度の講習開催予定は下記のとおり。詳細は、8月分情報誌及びホームページに掲載いたしますので、内容をご確認のうえお申し込み願います。

A. 一般建築物石綿含有建材調査者講習

〔第1回目〕日 時 令和3年10月27日(水)、28日(木) 〔第2回目〕日 時 令和4年1月11日(火)、12日(水)

B. 一戸建て等石綿含有建材調査者講習

〔第1回目〕日 時 令和3年10月8日(金)、〔第2回目〕日 時 令和3年11月29日(月)

※「一般建築物石綿含有建材調査者講習」並びに「一戸建て等石綿含有建材調査者講習」は、受講者の受講状況により第3回目の開催を予定しております。

※受講資格は下記のとおりとなっておりますので、受講予定の方はあらかじめ準備をお願いいたします。

なお、受講申込みにあたり、記載事項に虚偽があった場合、法律に基づく処罰があることも申し添えます。

受講資格（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条第2項3号）

イ 労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
ロ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者
ハ 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。ニにおいて同じ。）、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
ニ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者（ハに該当する者を除く。）
ホ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者
ヘ 建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者
ト 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
チ 建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
リ 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者
ヌ 労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
ル 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者
ヲ ロからルまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者